

## 九州教区総会・推薦正議員選出方法に関する申し合わせ事項

### A 推薦正議員定数

100分の8を超えない【教区規則第1条①(5)・教規第1条(3)に準拠】

#### ①担任教師である女性教職枠 6名

- ・担任教師である女性教職の中から人数枠6として互選する

#### ②伝道所の信徒枠 6名

- ・伝道所役員を人数枠6として抽選する

#### ③各部各委員の推薦者枠

- ・各部各委員会から推薦を受けた者の人数枠を〔A－(①+②)〕として算出する
- ・Aが増減した場合はこの枠で調整される
- ・人数枠を超えれば抽選とする
- ・人選にあたっては、各部各委員会からの推薦を必要とし、特定の教会から  
多人数の信徒議員が選ばれることがないよう常置委員会が調整する

※役員でなくなった常置委員は推薦准議員とする

※抽選に漏れた者は准議員とする

※推薦正議員の総会参加経費負担については、選出された議員が所属する教会  
に対し、負担を要請することとし、負担が無理な場合は援助申請していただく  
こととする

(2003年1月21日常置委員会改定)